

平成22年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成22年8月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成22年8月27日 午後2時3分			議 長	原田 謹吾
	閉 会	平成22年8月27日 午後2時55分			議 長	原田 謹吾
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前田 敏美	○	10番	武村 弘正	○
	2番	末藤 正幸	○	11番	原田 謹吾	○
	3番	吉川 里已	○	12番	田中 源一	○
	4番	北村 和博	○	13番	武富 久	○
	5番	橋爪 敏	○	14番	片渕 弘晃	○
	6番	谷口 良隆	○	15番	溝上 良夫	○
	7番	谷口 太一郎	○	16番	岩島 正昭	×
	8番	太田 重喜	○	17番	坂口 久信	○
	9番	田口 好秋	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	樋渡 啓祐	○	消 防 長	坂口 勉	○
	副 管 理 者	樋口 久俊	○	消 防 次 長	峰松 靖規	○
	事 務 局 長	橋口 正紀	○	消防本部総務課長	松尾 敏光	○
	会 計 管 理 者	國井 雅裕	○	消防本部予防課長	橋口 孝司	○
	事務局次長兼総務課長	打上 俊雄	○	消防本部警防課長	渕上 正昭	○
	電算センター所長	小川 豊年	○	消防本部通信指令課長	北川 泰則	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	山口 利夫	○	総 務 係 長	池田 吉雄	○
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	富永 誠	○	監 査 委 員	西川 平七	○
	介護保険事務所業務課長	一ノ瀬 健二	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成22年 8 月27日 (金) 1 日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8 月27日 (金)	開会・開議 (午後 2 時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第 1 号議案～第 9 号議案) (質疑・討論・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
平成22年8月27日（金曜日） 午後2時 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第6	第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第7	第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第3号議案 財産の取得について
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第4号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第10	第5号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第11	第6号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第12	第7号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第13	第8号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	

日程第14	第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
閉 会	

午後 2 時 3 分 開会

○議長（原田謹吾君）

それでは、本日、16番岩島議員から欠席届が、なお7番谷口議員と14番片淵議員からは公務によりおくれる旨の届け出がなされております。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を開会いたします。

なお、本日の日程は、お手元の日程表どおりといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

異議ないようですので、本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議長報告

○議長（原田謹吾君）

日程第1. 議長報告でございますが、鹿島市長である樋口久俊氏が組合副管理者に選任されましたことに伴い、組合規約第5条第3項の規定によりまして、北村和博氏が組合議会の議員に就任されましたので、御報告を申し上げます。

ここで、就任されました北村議員から一言ごあいさつを受けたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○北村和博君

7月1日から鹿島市副市長に就任いたしました北村と申します。今現在、鹿島市は平成23年度からスタートすべく第5次総合計画を策定中でありまして、その中に大きな施策といたしまして、広域連携の充実を掲げております。このことから、何かと皆様方には今後お世話になると思っておりますけど、よろしくお願いをいたします。

日程第2 議席の指定

○議長（原田謹吾君）

どうもありがとうございました。

次に、日程第2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本日、本組合の議会議員として就任されました北村和博議員の議席番号を4番と指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、

3番 吉 川 里 巳 議員

10番 武 村 弘 正 議員

17番 坂 口 久 信 議員

を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第4．会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、8月27日の1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、今定例会の会期は8月27日の1日間と決定いたしました。

日程第5 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第5．第1号議案から第9号議案までの議案を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

本日はお忙しいところ御参集を賜り、心より御礼を申し上げます。

当組合が今後対応を迫られる課題として主なものを挙げましても、電算システムのクラウド化の検討、消防業務のさらなる広域化、通信施設のデジタル化への対応、ふるさと市町村圏基金事業のあり方、県西部ごみ処理施設稼働後の杵藤クリーンセンターの解体撤去や跡地利用の検討など、複雑多岐に及んでおります。

特に、杵藤クリーンセンターの跡地利用の問題につきましては、期限も迫ってまいりますので、早急に対策協議会などの組織を立ち上げて、具体的な検討に着手したいと考えております。

それでは、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今定例会に提案しております案件は、条例改正 2 件、財産の取得について 1 件、決算認定、補正予算がそれぞれ 3 件でございます。

第 1 号議案は、消防業務の効率的な運用に資するため、消防署の一部管轄区域の変更を行いたいので、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正いたします。

第 2 号議案は、関係する省令改正に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正いたします。

第 3 号議案は、議会の議決に付すべき財産の取得に関し、議決をお願いするものであります。

第 4 号議案から第 6 号議案までは、平成 21 年度一般会計及び特別会計の決算認定 3 件で、後ほど会計管理者から概要を御説明申し上げます。

第 7 号議案から第 9 号議案までは、平成 22 年度一般会計及び特別会計の補正予算 3 件で、主に 21 年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金や事業費の調整を行うものであります。

詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより議案審議となりますが、関連する議案はまとめて議題といたします。

日程第 6～第 8 第 1 号議案～第 3 号議案

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第 6. 第 1 号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 8. 第 3 号議案 財産の取得についての 3 議案を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（坂口 勉君）

それでは、第 1 号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案書の 1 ページと議案説明資料の 1 ページを御参照方お願いします。

今回の条例改正につきましては、消防業務の効率的運用を図るため、大町町を武雄消防署

の管轄区域から白石消防署の管轄区域に変更するために、条例の改正をお願いするものであります。

なお、管轄が変わっても、火災や救急出動は直近出動のため、大町町民に対しサービスの低下を招くわけではありません。むしろ、申請書等提出の際、距離が近くなり、住民サービスの向上につながるものと思っております。ほかは今まで同様、何ら変わりございません。

内容については、条例第4条、表中の武雄消防署の管轄区域から大町町を削除し、新たに白石消防署の管轄区域に大町町を加えるものであります。

続きまして、第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の2ページと、議案説明資料の2ページから4ページに新旧対照表等をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、2つの省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

内容については、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準の中の第8条の3、燃料電池発電設備の一部改正で、第8条の3第1項及び第2項中に、固体酸化物型燃料電池を加えるものであります。

また、第29条の5第3号、4号、5号の中の項の変更であります。これは共同住宅等において火災の拡大を初期に抑制する性能を有する設備等についての新たな基準、これについては緩和基準でございますが、定められたため、条文中の項の移行に伴うものであります。

この条例の施行日は平成22年12月1日となっております。

ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行となっております。

続きまして、第3号議案 財産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の5ページから9ページまで掲載しておりますので、御参照方よろしく申し上げます。

今回の財産取得については、山内、大町両分署にそれぞれ水槽付消防ポンプ自動車——通常タンク車と申しますけれども——の購入をお願いするものであります。

購入価格は74,550千円。

契約の方法は、指名競争入札で行っております。

購入の相手方は、伊万里市の有限会社伊万里発動機でございます。

議案資料の中に、主要諸元、物品売買仮契約書、水槽付消防ポンプ自動車の概要を添付しております。

なお、財産の取得につきましては、20,000千円以上になりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上3議案、一括して御提案いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより第1号議案から第3号議案までの質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第1号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第2号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

第3号議案 財産の取得についての質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論なしと認めます。

第3号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第3号議案 財産の取得については原案どおり可決されました。

日程第9～第11 第4号議案～第6号議案

○議長（原田謹吾君）

これより日程第9. 第4号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定から日程第11. 第6号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の3議案を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（國井雅裕君）

それでは、第4号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

まず、歳入より御説明いたします。

歳入歳出決算書の3ページ、4ページをごらんいただきます。

歳入合計の欄でございますが、歳入は調定額、収入済額ともに3,858,278,654円でございます。歳入はすべて完納されており、収入未済額はございません。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額3,758,146,940円で、翌年度繰越額はなく、不用額は92,879,060円となっております、全体の執行率は97.6%となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出を総括しますと、歳入歳出の差引残高は100,131,714円となっております。

5ページ、6ページに戻っていただきます。

歳出を款ごとに申し上げます。

まず、1款. 議会費は、支出済額494,995円で、執行率は53.7%。

2款. 総務費は、支出済額304,446,325円で、執行率は98.4%。

次に、3款. 民生費は、支出済額42,874,036円で、執行率は92.2%となっております。

4款. 衛生費につきましては、支出済額687,254,044円で、執行率は98.3%でございます。

次に、5款. 消防費につきましては、支出済額2,369,987,202円で、執行率は99.7%でございます。

6款. 公債費につきましては、執行率はほぼ100%でございます。

7款. 予備費につきましては、支出いたしておりませんので、全額が不用額となっております。

104ページをお開きください。一般会計における実質収支に関する調書を掲載いたしております。

平成21年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた100,131千円となっております。

107ページ以降に財産に関する調書を掲載いたしておりますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で平成21年度一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明いたしました。

続きまして、第5号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

まず、歳入より御説明いたします。

決算書の54ページ、55ページをごらんください。

歳入の合計の欄でございますが、歳入につきましては、収入済額14,506,698,495円、不納欠損額16,502,035円、収入未済額48,169,403円となっております。収入未済額につきましては、全額が保険料でございます。

次に、歳出でございますが、56ページから59ページに記載いたしております。

58ページ、59ページをごらんいただきたいと思います。

歳出計欄でございますが、支出済額13,956,990,058円で、翌年度繰越額はなく、不用額は718,093,942円となっております、全体の執行率は95.1%となっております。

以上、歳入歳出を総括しますと、歳入歳出差引残額は549,708,437円となっております。

52ページ、53ページに戻っていただきます。

歳入を款ごとに申し上げますと、歳入の主なものは、5款. 支払基金交付金で、歳入全体の27.1%を占めております。

以下、4款. 国庫支出金23.7%、1款. 保険料14.7%、2款. 分担金及び負担金14.2%、6款. 県支出金13.9%の順となっております。

次に、56ページ以降の歳出について、款ごとに支出額、執行率を申し上げます。

1款. 総務費は、支出済額332,229,295円、執行率は97.9%。

2款. 保険給付費は、支出済額12,999,641,250円、執行率は97.7%。

3款. 地域支援事業費につきましては、支出済額315,161,373円、執行率は95.3%。

4款. 基金積立金は、支出済額6,864,435円、執行率はほぼ100%となっております。

5款. 公債費は支出いたしておりません。

58ページの6款. 諸支出金は、支出済額303,093,705円、執行率はほぼ100%となっております。

7款の予備費の支出はございません。

105ページをお開きください。

実質収支に関する調書を掲載いたしております。

平成21年度介護保険特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた549,708千円となっております。

以上で平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。

続きまして、第6号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の94、95ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、調定額、収入済額ともに18,619,343円でございまして、歳入はすべて完納されており、収入未済額はございません。

歳入の主なものは、1款、財産収入の基金運用収入でございます。

次に、歳出でございますが、96ページ、97ページをごらんください。

まず、歳出につきましては、支出済額12,898,130円で、翌年度繰越額はなく、不用額は5,632,870円となっております、全体の執行率は69.6%となっております。

以上、歳入歳出を総括しますと、歳入歳出の差引残額は、5,721,213円となっております。

同ページで歳出について申し上げますと、1款、ふるさと市町村圏事業費は、支出済額12,898,130円で、執行率は88.2%となっております。

2款、予備費の支出額はなく、全額が不用額となっております。

106ページをごらんいただきます。

ふるさと市町村圏特別会計における実質収支に関する調書を掲載いたしております。

平成21年度の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた5,721千円となっております。

以上で平成21年度ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。

以上、第4号議案から第6号議案まで、それぞれの議案について御説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

ここで西川監査委員様及び武富監査委員、両名様から監査を受けておりますので、これより監査委員様からの監査の結果の報告を求めます。

○代表監査委員（西川平七君）

監査委員の西川でございます。皆様お疲れさまでございます。

それでは、平成21年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計特別会計歳入歳

出決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成21年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月26日、武富監査委員とともに審査を実施いたしました。その結果につきましては両監査委員合議の上であることを、この場で申し添えておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を、関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類と照合いたしまして、関係職員に説明及び書類の提出を求めまして、慎重に審査を実施したところでございます。その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されております。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行されておまして、財政運営の効率化と経費の節減に努められ、健全財政を維持するための負担金収納や歳計現金の効果的で安全な運営がなされております。

実質収支及び財産に関する調書、これにつきましても正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約して申し上げましたが、詳細にわたりましてはお手元の決算審査意見書に申し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思いますところでございます。

なお、恐れ入りますけど、意見書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。6ページが一般会計でございます。なお、7ページには介護保険特別会計とふるさと市町村圏特別会計を申し述べております。

まず、6ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をしたところでございます。それぞれ所見を述べておりますが、3番目の衛生部門でございます。真ん中辺の佐賀県西部広域環境組合のごみ処理センター稼働後の、現在のごみ処理施設の跡地利用並びに解体撤去等に要する財源等について調査、検討をされたいということで、27年度からこの広域に関します跡地利用、あるいは解体費用、莫大な金額が予想されるところでございますので、調査、検討をお願いするところでございます。

その下、葬斎公園につきましては、施設の計画的な修繕や改修で、適切な管理運営に努められているが、今後、火葬件数の増加が予想され、また、建設後34年を経過していることから、将来的な葬祭公園のあり方について、具体的な検討を行うことを要望するところでござ

います。

次に、7ページ、介護保険特別会計でございます。

御案内のとおり、介護保険事業については、平成21年度からの第4期事業計画の初年度として運営をされております。保険料の引き下げ改定はもちろんでございます。ただ、保険料の収納率、これにつきましては、中央ほどに書いておりますけど、やはり滞納分の徴収率が非常に悪いと。それと、去年も指摘を申し上げました不納欠損額、去年に比べまして102万円増加することの、21年度は16,502,035円の不納欠損額となっておるところでございます。

その下に書いてありますように、保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源であり、制度の周知徹底とともに、一層の収納率向上に取り組まれるよう希望するものでございます。

また、介護保険事業は高度な専門性を要する業務も多く、介護施設への指導監督を行う立場でもあるので、職員の人材育成策を含め、今後の組織機構、人員体制のあり方についても検討研究を行う必要を指摘しておきたいということでございます。

ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用につきまして、圏域の浮揚と圏域住民の活力につながるよう、さらに充実したものになるように努められたいものでございます。また、国がふるさと市町村圏の制度を平成21年3月に廃止していることなど、状況の変化も発生しているので、今後のあり方についても検討研究を行う必要を指摘しておきたいところでございます。

以上、審査に当たり、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べたが、今日の厳しい財政事情の中で国・地方においても簡素で効率的な行政運営を実現することが求められております。これまでの国のいわゆる三位一体の改革や景気低迷の影響などにより、構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても、長期財政計画、行財政改革大綱に基づき、より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図り、圏域住民の負託と期待にこたえていかれることを要望いたしまして、決算審査の講評といたします。

以上でございます。

○議長（原田謹吾君）

これより第4号議案から第6号議案までの質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないので、質疑を終わります。

これより第4号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、討論を終わります。

第4号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第4号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案どおり認定されました。

第5号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第5号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第5号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、原案どおり認定されました。

第6号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第6号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第6号議案 平成21年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定は、原案どおり認定されました。

日程第12～第14 第7号議案～第9号議案

○議長（原田謹吾君）

これより日程第12. 第7号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）から、日程第14. 第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、まず最初に、第7号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正でございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして御説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ108,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,878,943千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

歳入の1款. 分担金及び負担金の1項. 負担金では、構成市町の負担金の補正をいたしております。平成21年度決算に伴う剰余金の繰越金と、今議会における歳出補正額との調整による補正を行っております。

7目の消防費負担金につきましては、22年度の地方交付税算定に係る単位費用や補正係数などの確定に伴い、説明欄に記載している内容の補正をいたしております。

地方交付税消費税相当額としての補正は、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額に基づく負担金の補正でございます。22年度の消防費に係る基準財政需要額を算定するための単位費用が確定しまして、当初の見込みよりも400円増額されて、11,400円となったことに伴

い、負担金を補正するものでございます。

また、退職手当基金特別積立金分の負担金について、50,000千円の減額をいたしております。

今年度の消防費の基準財政需要額に係る単位費用の増額に伴い、消防費負担金が当初の計画よりも約50,000千円ほど上回る見込みとなりました。このため退職手当基金特別積立金の負担金として、平成19年度から平成27年度まで負担していただくことにしております。特別負担金を今年度からいただかないこととして、50,000千円の減額の補正をいたしております。

なお、特別負担金をいただかない措置は、今年度の単位費用が今後も維持されることを前提としたものでございます。

その他の項目の補正は、額の確定に伴い補正をするものでございます。

次に、(4)ページをごらんください。

4款1項の財産運用収入の補正は、基金利子の確定によるものです。

6款. 繰越金では、21年度決算に伴う剰余金を計上しております。

なお、(12)ページに繰越金明細書を掲載しております。

次に、8款. 諸収入の2項. 雑入の高速道路救急業務支弁金の補正は、額の確定に伴うものです。

次に、(5)ページからの歳出について申し上げます。

2款. 総務費の1項1目. 一般管理費では、3節. 職員手当等で子ども手当の創設に伴い、所要経費の補正をいたしております。

13節. 委託料の職員心理カウンセリング業務委託料は、19節. 負担金補助及び交付金から組みかえるものでございます。

また、19節の中の防火管理講習会負担金は、4月の人事異動に伴い、防火管理資格保有者が異動したことに伴い、資格保有者を確保するためのものでございます。

2目. 電算センター費、12節. 役務費での通信運搬費の補正は、ネットワーク通信回線の契約期間満了に伴う更新内容が決定したことに伴うものでございます。

14節. 使用料及び賃借料では、機器のリース料の確定に伴う補正をいたしております。

次に、(6)ページでございます。

3款. 民生費、2項. 障害者自立支援審査会費では、障害程度区分認定等事務費の21年度分国庫補助金の返還金を計上いたしております。

4款. 衛生費、1項1目のごみ処理センター費では、財政調整基金積立金を計上しております。21年度繰越金のうち、鉄くず売り払い金分から10,000千円を積み立てるものでございます。

次に、(7)ページの5款. 消防費、1項1目の常備消防費です。4節の共済費の補正は、共済組合負担金率の確定に伴うものでございます。

25節. 積立金の退職手当基金利子積立金は、利子の確定に伴うものです。

財政調整基金積立金については、今後の財政需要に対応するため、21年度決算に伴う消防費剰余金の繰越金を積み立てるものでございます。

2目. 消防施設費では、25節. 積立金で利子の確定に伴う補正をいたしております。また、今後の財政に対応するため、消防施設整備基金積立金の補正をお願いいたしております。

6款. 公債費では、償還金利子の確定に伴う補正でございます。

次に、(8)ページの7款. 予備費では、歳入歳出の財源調整のための補正でございます。

続いて、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

予算書の4ページをごらんください。

今回の債務負担行為の補正は、変更でございます。いずれもリース料が確定したことに伴い、平成23年度から平成27年度までの限度額を変更するものです。

以上、平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）についての御説明でございます。

○介護保険事務所長（富永 誠君）

続きまして、第8号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

第8号議案書、1ページをごらんください。

まず、歳入歳出予算の補正です。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ224,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,973,066千円とするものです。

同条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、次の2ページ、3ページに記載しております。

次に、第2条 債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為

補正」によるものとし、3件の要介護認定関連システムのリース契約について補正の必要が生じました。4ページに記載しております。

歳入歳出予算の内容につきましては、補正予算説明書で説明申し上げます。

議案に続きまして、補正予算説明書がございます。

表紙をめくっていただきますと、事項別明細書となっております。

総括表の歳入が(1)ページ、歳出が(2)ページです。(3)ページに歳入の内訳を記載しております。

まず、7款. 財産収入です。

利子及び配当金で1,994千円の補正です。介護保険財政調整基金の運用利子です。

次に、8款. 繰入金で、介護保険財政調整基金からの繰入金327,152千円の全額を減額するものです。平成21年度で決算剰余金が発生をいたしました。その一部を充てることで、基金からの繰り入れの必要がなくなったことから、全額を減額するものです。

9款. 繰越金は、前年度平成21年度の決算剰余金を本年度に繰り越すもので、549,707千円の増額となります。

(4)ページから歳出となります。

(4)ページの1款. 総務費及び2款. 保険給付費は、節及び項の間の組み替えをお願いするものです。

1款. 総務費では、一般管理費で11節. 需用費の印刷製本費を230千円減額し、14節. 使用料及び賃借料を203千円、19節. 負担金補助及び交付金を27千円、計230千円を増額するものです。

14節. 使用料及び賃借料は、構成市町に配置している介護保険端末システム12台分のリース料不足分、19節. 負担金補助及び交付金は事務所の電話回線を現行より経済的、効率的な光電話オフィスに切りかえることに伴う警備用回線の改修負担金です。

総務費の歳出総額に変更はありません。

2款. 保険給付費は、介護サービス等諸費を32,928千円減額し、高額医療合算介護サービス費を32,928千円増額するものです。

高額医療合算介護サービス費は、平成21年度から始まった新しいサービスで、介護保険と後期高齢者医療保険の両方を利用し、合算した1年分の自己負担額が一定の基準額を超した場合に、負担した金額に応じて高額医療合算介護サービス費を支給する制度です。平成21年

度は約45,000千円が支給対象となり、そのうち約26,700千円を申請により支給しております。今回は平成21年度の未支給分と、平成22年度分の見込額の合計と当初予算との差額32,928千円の補正をお願いしております。サービス費間の調整で、保険給付費の歳出総額に変更はありません。

(5) ページになりますけれども、4款. 基金積立金です。基金運用利子と平成21年度決算剰余金のうち、基金繰入金の減額に充てる分と、国、県、構成市町等への返還金を控除した残額を介護保険財政調整基金に積み立てるものです。合計116,155千円の補正となります。

次に、6款. 諸支出金です。保険給付費等に国、県、構成市町等から受け入れた負担金、交付金について、多く受け入れた分について返還する必要があります。この返還金の総額は108,395千円で、108,394千円の補正となります。

以上、補正予算の内容を御説明いたしましたけれども、参考資料として、(6) ページに平成21年度分の市町別負担金精算表を項目ごとに掲載しております。総額53,465,210円をお返しすることになります。

また、(7) ページには、介護保険関連の3つの基金ごとの残高状況等を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（原田謹吾君）

それでは、事務局長、第9号議案。

○事務局長（橋口正紀君）

続きまして、第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19,841千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

歳入では、2款1項1目の繰越金で、平成21年度決算に伴う剰余金を計上いたしております。

次に、歳出について申し上げます。

(4) ページをお開きください。

歳出では、1款1項1目のふるさと市町村圏事業費の19節、負担金補助及び交付金で、イベント助成金及び市町交付金の補正をいたしております。前年度繰越金のうち、平成21年度に構成市町に配分したイベント助成金及び交付金で、21年度に活用されずに未執行額として残された剰余金を、関係する市町に再配分するものでございます。

また、25節、積立金では、前年度繰越金のうち4,000千円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

2款、予備費は、歳入歳出の財源調整のための補正を行っております。

なお、参考として(5)ページに今回補正後の基金の残高状況を掲載しております。

以上、第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

以上で第7号議案から第9号議案までの御説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより第7号議案から第9号議案までの質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

これより第7号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第7号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

異議ないものと認めます。よって、第7号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合一

般会計補正予算（第1回）については、原案どおり可決されました。

第8号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第8号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第8号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり可決されました。

続きまして、第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第9号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第9号議案 平成22年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）については、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、これにて8月定例会を閉会いたします。議事進行につきましての御協力、まことにありがとうございました。

午後2時55分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長

3番議員

10番議員

17番議員